

無線局運用規則の一部を改正する省令案に係る意見募集
 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方（令和3年4月20日～同年5月24日意見募集）

◎提出件数：1件（法人 0件、個人 1件）

NO.	意見提出者	提出された意見	考え方	命令等への反映の有無
1	個人	6位以上あるいは8位以下にはどんなものが位置づけられているのでしょうか？	無線局運用規則第129条において、非常の場合の無線通信における通報の送信の優先順位は、以下のとおりとされています。 一 人命の救助に関する通報 二 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。） 三 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報 四 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。） 五 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報 六 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報 七 非常災害地の救援に関し、左の機関相互間に発受する緊急な通報 中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長 地方防災会議会長 災害対策本部長 八 電力設備の修理復旧に関する通報 九 その他の通報	無